



## 仕入税額控除の可否

### ～ 障害福祉サービスの生産活動に従事する利用者に対する工賃 ～

今回は、障害福祉サービスを利用する者に支払った工賃について、消費税法 30 条に関する最新の判決をご紹介します。（令和 6 年 7 月 18 日名古屋地裁・棄却・TAINS コード: Z 8 8 8 - 2 6 2 4）

∞

∞

∞

∞

#### < 事案の概要 >

社会福祉法人である原告 A 法人は、障害者総合支援法 29 条 1 項の指定を受けた各事業所において、利用者に対して福祉サービスを提供する一方、希望する利用者には生産活動の場を提供し、利用者が提供する役務によって生産した商品を市場で売却するなどし、その売却益等のうちの一定部分を本件工賃として利用者に支払っています。本件は、この工賃が消費税法 30 条 1 項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当するか否かを争点とする事案です。

#### < 裁判所の判断 >

名古屋地裁は、次のように判示して、原告 A 法人の請求を棄却しました。

##### 1 「課税仕入れ」の意義

消費税の性格及び課税の仕組みからすれば、ある支払が課税仕入れに係る支払対価として仕入税額控除の対象となるのは、当該支払が個別具体的な役務の提供を受けたことによって生じたという対応関係が認められることが必要となるというべきである。

##### 2 事業所における生産活動の位置付け

福祉サービスのうち生産活動の機会の提供は、事業者が利用者に対して供与すべき便宜の一つとして法律上義務付けられているが、他方、利用者において生産活動に従事することは法律上義務付けられていない。したがって、利用者はあくまでも生産活動の機会の提供という障害福祉サービスを受ける立場にあるというべきであるから、作業所の利用者は、A 法人により提供される福祉サービス利用の一環として、自らの知識及び能力の向上等のための訓練として生産活動に従事しているというべきである。

##### 3 本件工賃の位置付け

事業所の利用者は、A 法人との間で、請負、委任等の契約を締結して生産活動に従事し、A 法人に役務を提供した反対給付として本件工賃を受領しているのではなく、A 法人による福祉サービスの一環として、生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した残額（剰余金）の分配として本件工賃を受領していると認めるのが相当である。

##### 4 結論

以上のとおり、A 法人は、福祉サービスの一環として、事業所の利用者に対し、工賃支払を含む生産活動の機会を提供しているものであって、本件工賃は生産活動による成果物の販売代金に転嫁可能な程度に生産活動への従事と結びついているとはいえないから、本件工賃の支払が利用者による役務の提供に対する反対給付であるとは認められず、本件工賃の支払は、生産活動への従事に伴う役務の提供を受けたことに対応しているとはいえない。したがって、本件工賃が消費税法 30 条 1 項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当すると認めることはできない。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 茜子）

◇以上の判決について詳細（全文・A 4 判 24 頁）が必要な方は、送料実費とも 2,500 円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。